

第2号様式(第10条関係)

令和 4 年 4 月 28 日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員 新垣 新



令和3年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり令和3年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

## 令和3年度 政務活動費収支報告書

議員名 新垣 新

1 収 入 政務活動費 1,800,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費	0	個人負担計上せず
研 修 費	0	個人負担計上せず
広聴広報費	22,000	ホームページ管理費代
要請陳情等 活 動 費	0	個人負担計上せず
会 議 費	0	個人負担計上せず
資料作成費	0	個人負担計上せず
資料購入費	72,333	沖縄タイムス 琉球新報 公明新聞
事 務 所 費	960,000	事務所家賃
事 務 費	9,000	NHK放送料
人 件 費	910,137	職員給与 労働保険料
合 計	1,973,470	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 0 円

## 経費区分別支出一覧表

経費区分      広聴広報費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
4/27	HP管理費用5月分	5,500	1/2	2,750
5/27	HP管理費用6月分	5,500	1/2	2,750
6/28	HP管理費用7月分	5,500	1/2	2,750
7/27	HP管理費用8月分	5,500	1/2	2,750
8/27	HP管理費用9月分	5,500	1/2	2,750
11/29	HP管理費用12月分	5,500	1/2	2,750
12/27	HP管理費用1月分	5,500	1/2	2,750
1/27	HP管理費用2月分	5,500	1/2	2,750
	<a href="https://shingaki-arata.com">https://shingaki-arata.com</a>			
A. 小計				22,000
B. 支払証明書計				

領 収 証

新垣了ら

様

No. \_\_\_\_\_

金額	¥	5	5	0	0	-
----	---	---	---	---	---	---

内 訳
現 金
小 切 手 /
手 形 /
消費税額等(%)
消費税額等(%)

但HP管理代として(サーバー・ドメイン)5月分  
 2021年4月27日 上記正に領収いたしました  
 (同)ACCESS-POINT  
 〒901-0223  
 沖縄県豊見城市翁長 853-5 浅田ビル2F  
 TEL/FAX 098-996-1683  
 合同会社アクセスポイント



充当割合 1/2 按分 ¥2750-

登録番号

<https://shingaki-arata.com>

GR1620

領 収 証

新垣了ら

様

No. \_\_\_\_\_

金額	¥	5	5	0	0	-
----	---	---	---	---	---	---

内 訳
現 金
小 切 手 /
手 形 /
消費税額等(%)
消費税額等(%)

但HP管理代として(サーバー・ドメイン)6月分  
 2021年5月27日 上記正に領収いたしました  
 (同)ACCESS-POINT  
 〒901-0223  
 沖縄県豊見城市翁長 853-5 浅田ビル2F  
 TEL/FAX 098-996-1683  
 合同会社アクセスポイント



充当割合 1/2 按分 ¥2750-

登録番号

<https://shingaki-arata.com>

GR1620

領 収 証

新垣了ら

様

No. \_\_\_\_\_

金額	¥	5	5	0	0	-
----	---	---	---	---	---	---

内 訳
現 金
小 切 手 /
手 形 /
消費税額等(%)
消費税額等(%)

但HP管理代として(サーバー・ドメイン)7月分  
 2021年6月28日 上記正に領収いたしました  
 (同)ACCESS-POINT  
 〒901-0223  
 沖縄県豊見城市翁長 853-5 浅田ビル2F  
 TEL/FAX 098-996-1683  
 合同会社アクセスポイント



登録番号

<https://shingaki-arata.com>

GR1620

充当割合 1/2 按分 ¥2750-

領 収 証

新垣アヲ 様

No. \_\_\_\_\_

金額

¥ 5 5 0 0 -

内 訳	
現 金	
小 切 手	/
手 形	/
消費税額等(%)	
消費税額等(%)	

但HP管理代として(サーバ・ドメイン)8月分  
 2021年7月27日 上記正に領収いたしました  
 (同)ACCESS-POINT  
 〒901-0223  
 沖縄県豊見城市翁長 853-5 浅田ビル2F  
 TEL/FAX 098-996-1683  
 合同会社アクセスポイント

充当割合 1/2 按分 ¥2750

登録番号 <https://shingaki-arata.com>

GR1620

領 収 証

新垣アヲ 様

No. \_\_\_\_\_

金額

¥ 5 5 0 0 -

内 訳	
現 金	
小 切 手	/
手 形	/
消費税額等(%)	
消費税額等(%)	

但HP管理代として(サーバ・ドメイン)9月分  
 2021年8月27日 上記正に領収いたしました  
 (同)ACCESS-POINT  
 〒901-0223  
 沖縄県豊見城市翁長 853-5 浅田ビル2F  
 TEL/FAX 098-996-1683  
 合同会社アクセスポイント

充当割合 1/2 按分 ¥2750

登録番号 <https://shingaki-arata.com>

GR1620

充当割合：政務活動以外が含まれるので按分

領収証

新垣了太

様 No. \_\_\_\_\_

金額	¥5500-
----	--------

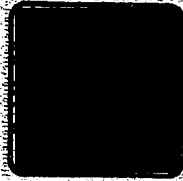
内訳  
現金  
小切手 /  
手形 /

但HP管理代と12(サーバー・ドメイン代金)12月分  
2021年11月29日 上記正に領収いたしました

(同)ACCESS-POINT

消費税額等(%)  
消費税額等(%)

〒901-0223  
沖縄県豊見城市鶴長 853-5 浅田ビル2F  
TEL/FAX 098-996-1683  
合同会社アクセスポイント



充当割合1/2 按分 ¥2750

登録番号

<https://shingaki-arata.com>

PR1821

領収証

新垣了太

様 No. \_\_\_\_\_

金額	¥5500-
----	--------

内訳  
現金  
小切手 /  
手形 /

但HP管理代と12(サーバー・ドメイン代金)1月分  
2021年12月27日 上記正に領収いたしました

(同)ACCESS-POINT

消費税額等(%)  
消費税額等(%)

〒901-0223  
沖縄県豊見城市鶴長 853-5 浅田ビル2F  
TEL/FAX 098-996-1683  
合同会社アクセスポイント



充当割合1/2 按分 ¥2750

登録番号

<https://shingaki-arata.com>

PR1821

領収証

新垣了太

様 No. \_\_\_\_\_

金額	¥5500-
----	--------

内訳  
現金  
小切手 /  
手形 /

但HP管理代と12(サーバー・ドメイン代金)2月分  
2022年1月27日 上記正に領収いたしました

(同)ACCESS-POINT

消費税額等(%)  
消費税額等(%)

〒901-0223  
沖縄県豊見城市鶴長 853-5 浅田ビル2F  
TEL/FAX 098-996-1683  
合同会社アクセスポイント



充当割合1/2 按分 ¥2750

登録番号

<https://shingaki-arata.com>

PR1821

## 経費区分別支出一覧表

経費区分 資料購入費


日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
5/24	琉球新報4月分	3,075	全額	3,075
6/25	琉球新報5月分	3,075	全額	3,075
7/26	琉球新報6月分	3,075	全額	3,075
9/10	琉球新報7月分	3,075	全額	3,075
9/10	琉球新報8月分	3,075	全額	3,075
5/11	沖縄タイムス4月分	3,075	全額	3,075
6/15	沖縄タイムス5月分	3,075	全額	3,075
7/19	沖縄タイムス6月分	3,075	全額	3,075
9/6	沖縄タイムス7月分	3,075	全額	3,075
9/6	沖縄タイムス8月分	3,075	全額	3,075
5/11	公明党新聞4月分	1,887	全額	1,887
6/15	公明党新聞5月分	1,887	全額	1,887
7/19	公明党新聞6月分	1,887	全額	1,887
8/3	公明党新聞7月分	1,887	全額	1,887
9/6	公明党新聞8月分	1,887	全額	1,887
12/24	琉球新報11月分	3,075	全額	3,075
1/25	琉球新報12月分	3,075	全額	3,075
2/18	琉球新報1月分	3,075	全額	3,075
2/18	琉球新報2月分	3,075	全額	3,075
12/10	沖縄タイムス11月分	3,075	全額	3,075
1/14	沖縄タイムス12月分	3,075	全額	3,075
1/14	沖縄タイムス1月分	3,075	全額	3,075
1/14	沖縄タイムス2月分	3,075	全額	3,075
12/7	公明新聞11月分	1,887	全額	1,887
1/5	公明新聞12月分	1,887	全額	1,887
2/14	公明新聞1月分	1,887	全額	1,887
3/2	公明新聞2月分	1,887	全額	1,887
資料購入費 充当合計				72,333

充当割合: 収務の取のり金額代

資料購入費

2021年4月分 領収証 000002 005-006-1-17-024513  
西崎町3丁目8  
マンション安里1F  
新垣あらた 様


金額充当(10%)  
4月分 ¥3,075

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)*	1	3,075	3,075
消費税額込			
<p>琉球新報</p>			<p>上記金額を領収しました。 今年6月27日</p>
*軽減税率対象			読者ID
販売店	糸満センター		担当者印
TEL	098-994-9405		
住所	阿波根1368-3 1F		
店主	国吉真信		
自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈			印刷日 2021/04/08

毎度ご愛読ありがとうございます。

2021年5月分 領収証 000002 005-006-1-17-024513  
西崎町3丁目8  
マンション安里1F  
新垣あらた 様

金額充当(10%)  
5月分 ¥3,075

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)*	1	3,075	3,075
消費税額込			
<p>琉球新報</p>			<p>上記金額を領収しました。 今年6月27日</p>
*軽減税率対象			読者ID
販売店	糸満センター		担当者印
TEL	098-994-9405		
住所	阿波根1368-3 1F		
店主	国吉真信		
自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈			印刷日 2021/05/13

毎度ご愛読ありがとうございます。



2021年 6月分 領収証 000002  
 西崎町3丁目8 005-006-1-17-024513  
 マンション安里 1F  
 新垣あらた様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)*	1	3,075	3,075

消費税額込

**琉球新報**

※軽減税率対象

販売店 糸満センター  
 TEL 098-994-9405  
 住所 阿波根1368-3 1F  
 店主 国吉真信

読者ID

担当者印

印刷日 2021/06/07

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

全額充当(10%)  
 6月分 ¥3,075

2021年 7月分 領収証 000002  
 西崎町3丁目8 005-006-1-17-024513  
 マンション安里 1F  
 新垣あらた様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)*	1	3,075	3,075

消費税額込

**琉球新報**

※軽減税率対象

販売店 糸満センター  
 TEL 098-994-9405  
 住所 阿波根1368-3 1F  
 店主 国吉真信

読者ID

担当者印

印刷日 2021/07/13

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

全額充当(10%)  
 7月分 ¥3,075

2021年8月分 領収証 000002  
西崎町3丁目8 005-006-1-17-024513  
マンション安里1F  
新垣あらた 様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075

消費税額込

上記金額を領収しました。  
今年9月1日  
から1ヶ月間  
有効です。

読者ID

全額充当10/10  
8月分 ¥3,075

※軽減税率対象

販売店 糸満センター 担当者印

TEL 098-994-9405

住所 阿波根1368-3 1F

店主 国吉真信

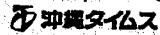
印刷日 2021/08/13

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。



お問い合わせ番号： 0344 -00693201  
 領収書 No： 26557015  
 2021年 4月分 領収書  
**新垣 新様**  
 御購読 合計 3,075円  
 ありがとうございます。 (内消費税 227)

品名	数量	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円  
 ※上記の金額を、領収致しました。  
  
 販売店 西崎西 (事業者番号 T)  
 TEL 994-8414  
 店主 比嘉 まゆみ


5/1

全額充当10/10

4月分 ¥3,075

お問い合わせ番号： 0344 -00693201  
 領収書 No： 26717014  
 2021年 5月分 領収書  
**新垣 新様**  
 御購読 合計 3,075円  
 ありがとうございます。 (内消費税 227)

品名	数量	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円  
 ※上記の金額を、領収致しました。  
  
 販売店 西崎西 (事業者番号 T)  
 TEL 994-8414  
 店主 比嘉 まゆみ


6/15

全額充当10/10

5月分 ¥3,075

お問い合わせ番号： 0344 -00693201  
 領収書 No： 26881000  
 2021年 6月分 領収書  
**新垣 新様**  
 御購読 合計 3,075円  
 ありがとうございます。 (内消費税 227)

品名	数量	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円  
 ※上記の金額を、領収致しました。  
  
 販売店 西崎西 (事業者番号 T)  
 TEL 994-8414  
 店主 比嘉 まゆみ

7/19

全額充当10/10

6月分 ¥3,075

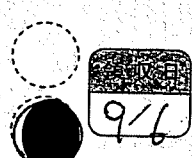
お問い合わせ番号: 0344-00693201  
 領収書 No: 27025986  
 2021年 7月分 領収書  
**新垣 新様**

御購読  
 ありがとうございます。

合計		3,075円 (内消費税 227)
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円  
 ※上記の金額を、  
 領収致しました。

**沖縄タイムス**  
 販売店 西崎西  
 (事業者番号T)  
 TEL 994-8414  
 店主 比嘉 まゆみ



全額充当10/10  
 7月分 ¥3,075

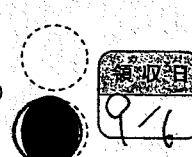
お問い合わせ番号: 0344-00693201  
 領収書 No: 27198406  
 2021年 8月分 領収書  
**新垣 新様**

御購読  
 ありがとうございます。

合計		3,075円 (内消費税 227)
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円  
 ※上記の金額を、  
 領収致しました。

**沖縄タイムス**  
 販売店 西崎西  
 (事業者番号T)  
 TEL 994-8414  
 店主 比嘉 まゆみ



全額充当10/10  
 8月分  
 ¥3,075

新聞購読料 領 収 証

新垣 新 様

資料購入費

充当割合:政務活動 のみ全額充当

ご購入ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。

2021年4月分

領収日 5月11日

領収金額 ¥1,887

品名	定価	数量	金額

全額充当10/10

4月分 ¥1,887

その他購読料等 領 収 証

品名	定価	数量	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0)  
(8%対象 1,887)

販売店 平良 聡  
住所 糸満市兼城492-6  
TEL 098-995-1778 FAX 098-995-1796

お申込No. 47019-30378(406)

新聞購読料 領 収 証

新垣 新 様

ご購入ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。

2021年5月分

領収日 6月15日

領収金額 ¥1,887

品名	定価	数量	金額

全額充当10/10

5月分 ¥1,887

その他購読料等 領 収 証

品名	定価	数量	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0)  
(8%対象 1,887)

販売店 平良 聡  
住所 糸満市兼城492-6  
TEL 098-995-1778 FAX 098-995-1796

お申込No. 47019-30378(406)

新聞購読料 領収証

新垣 新 様

資料購入費

ご購入ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。

充当割合:政務活動 のみ全額充当

2021年6月分

領収日 7月19日

領収金額 ¥1,887

全額充当10/10

6月分 ¥1,887

品名	定価(税込)	数量	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	数量	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0)  
(8%対象 1,887)

販売店 平良 聡  
住所 糸満市兼城492-6  
TEL 098-995-1778 FAX 098-995-1796

お申込No. 47019-30378(406)

新聞購読料 領収証

新垣 新 様

全額充当10/10

ご購入ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。

2021年7月分

領収日 8月3日

領収金額 ¥1,887

7月分 ¥1,887

品名	定価(税込)	数量	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	数量	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0)  
(8%対象 1,887)

販売店 平良 聡  
住所 糸満市兼城492-6  
TEL 098-995-1778 FAX 098-995-1796

お申込No. 47019-30378(446)

充当割合: 政務活動 のみ全額充当

資料購入費

全額充当10/10

8月分 ¥1,887

新聞購読料 領収証

新垣 新 様

ご購入ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。

2021年8月分

領収日 9月6日

領収金額 ¥1,887

品名	数量	単価	金額

その他購読料等 領収証

品名	数量	単価	金額
公明新聞※	1	1,887	1,887

※は軽減税率対象品目です。

(10%対象 0)  
(8%対象 1,887)

販売店 平良 聡  
住所 糸満市兼城492-6  
TEL 098-995-1778 FAX 098-995-1796

お申込No. 47019-30378(446)



資料購入費

充当割合：政務活動 のみ全額充当

2021年 11月分 領収証 000002 005-006-1-17-024513  
 西崎町3丁目8  
 マンション安里 1F  
 新垣あらた 様

全額充当10/10

11月分  
 ¥3,075

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075
			消費税額込

琉球新報

※軽減税率対象  
 販売店 糸満センター  
 TEL 098-994-9405  
 住所 阿波根1368-3  
 店主 国吉真信  
 印刷日 2021/11/09  
 担当者印

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

2021年 12月分 領収証 000002 005-006-1-17-024513  
 西崎町3丁目8  
 マンション安里 1F  
 新垣あらた 様

全額充当10/10

12月分

¥3,075

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075
			消費税額込

琉球新報

※軽減税率対象  
 販売店 糸満センター  
 TEL 098-994-9405  
 住所 阿波根1368-3  
 店主 国吉真信  
 印刷日 2021/12/08  
 担当者印

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。



資料購入費

充当割合：政務活動 のみ全額充当

2022年 1月分 領収証 000002  
西崎町3丁目8 005-006-1-17-024513  
マンション安里1F  
新垣あらた様

全額充当10/10

1月分  
¥3,075

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075
消費税額込			
琉球新報			

※軽減税率対象

販売店 糸満センター 担当印  
TEL 098-994-9405  
住所 阿波根1368-3  
店主 国吉真信

印刷日 2022/01/11

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

2022年 2月分 領収証 000002  
西崎町3丁目8 005-006-1-17-024513  
マンション安里1F  
新垣あらた様

全額充当10/10

2月分  
¥3,705

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075
消費税額込			
琉球新報			

※軽減税率対象

販売店 糸満センター 担当印  
TEL 098-994-9405  
住所 阿波根1368-3  
店主 国吉真信

印刷日 2022/02/09

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

充当割合：政務活動 のみ全額充当

資料購入費

お問い合わせ番号： 0344 -00693201  
領 収 書 No: 27646313  
2021年 11 月分 領収書  
**新垣 新 様**  
御購読  
ありがとうございます。 合計 3,075 円  
(内消費税 227 円)

沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075
------------	---	-------

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円  
※上記の金額を、  
領収致しました。  
**沖縄タイムス**  
販売店 西崎西  
(事業者番号丁  
TEL 994-8414  
店主 比嘉 まゆみ

12/10

全額充当10/10

11月分  
¥3,075

お問い合わせ番号： 0344 -00693201  
領 収 書 No: 27807714  
2021年 12 月分 領収書  
**新垣 新 様**  
御購読  
ありがとうございます。 合計 3,075 円  
(内消費税 227 円)

沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075
------------	---	-------

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円  
※上記の金額を、  
領収致しました。  
**沖縄タイムス**  
販売店 西崎西  
(事業者番号丁  
TEL 994-8414  
店主 比嘉 まゆみ

1/14

全額充当10/10

12月分  
¥3,075

充当割合：政務活動 のみ全額充当

資料購入費

お問い合わせ番号： 344-00693201  
領 収 書 No. :  
2022 年 1 月分 領収書 様

御購読  
ありがとうございます。

合計	3,075	円
(内消費税 227)		

沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075
------------	---	-------

※軽減税率対 8%対象 3,075円 消費税 227円  
※上記の金額を、  
領収致しました。

**沖縄タイムス**  
販売店 西崎西  
(事業者番号)  
TEL 994-8414  
店主 比嘉まゆみ



全額充当10/10

1月分  
¥3,075

お問い合わせ番号： 344-00693201  
領 収 書 No. :  
2022 年 2 月分 領収書 様

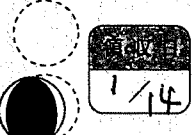
御購読  
ありがとうございます。

合計	3,075	円
(内消費税 227)		

沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075
------------	---	-------

※軽減税率対 8%対象 3,075円 消費税 227円  
※上記の金額を、  
領収致しました。

**沖縄タイムス**  
販売店 西崎西  
(事業者番号)  
TEL 994-8414  
店主 比嘉まゆみ



全額充当10/10

2月分  
¥3,075

資料購入費

充当割合：政務活動 のみ全額充当

新聞購読料 領収証

新垣 新 様

ご購入ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。

2021年11月分 領収日/2月7日  
金額 ¥1,887

全額充当10/10

11月分  
¥1,887


その他購読料等 領収証

公明新聞※	1,887	1	1,887
-------	-------	---	-------

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0)  
(8%対象 1,887)

販売店 平良 聡  
住所 糸満市兼城492-6  
TEL 098-995-1778 FAX 098-995-1796

お申込No 47019-30378(446)

払込受領証(お客様控え)

受取人 聖教新聞販売店

払込人 新垣 新 様

20211247019303780

金額 ¥1,887

受領印

収入印紙貼付欄

受領日付印

2021.12.05

収納代行 株式会社ジャックス

ご請求書

このたびは聖教新聞をご購読いただき誠にありがとうございます。  
お支払いは、この払込取扱票により、記載のお支払期限までにお支払ください。  
お問い合わせは、右の宛名面に記載の「お問い合わせ先(差出人)」までお願いいたします。

〈ご請求明細〉 ※は軽減税率対象品目です。

下記の通りご請求申し上げます。

ご購読年月	2021年12月
ご請求金額	¥1,887
お支払期限	2022年01月10日
請求番号	20211247019303780

品 目	定 価 (税込)	部 数	金 額 (税込)
公明新聞※	¥1,887	1部	¥1,887
合計金額(税込)			¥1,887
(10%対象)			¥0
(8%対象)			¥1,887

全額充当10/10

12月分  
¥1,887

お支払いの際は、右の宛名部分を切り離してお出しください。

資料購入費

充当割合：政務活動 のみ全額充当

払込受領証 (お客様控え)

受取人 聖教新聞販売店

払込人 新垣 新 様

20220147019303780

金額 ¥1,887

受領印

収入印紙貼付欄

受領日付印  
22.2.14

取納代行 株式会社ジャックス

ご請求書  
このたびは聖教新聞をご購読いただき誠にありがとうございます。  
お支払いは、この払込取扱票により、記載のお支払期限までにお支払いください。  
お問い合わせは、右の宛名面に記載の「お問い合わせ先 (差出人)」までお願いいたします。

下記の通りご請求申し上げます。

ご購読年月	2022年01月
ご請求金額	¥1,887
お支払期限	2022年02月10日
請求番号	20220147019303780

(ご請求明細) ※は軽減税率対象品目です。

品 目	定 価 (税込)	部 数	金 額 (税込)
公明新聞※	¥1,887	1部	¥1,887
合計金額(税込)			¥1,887
(10%対象)			¥0
(8%対象)			¥1,887

お支払いの際は、右の宛名部分を切り離してお出しください。

全額充当10/10

1月分  
¥1,887

払込受領証 (お客様控え)

受取人 聖教新聞販売店

払込人 新垣 新 様

20220247019303780

金額 ¥1,887

受領印

収入印紙貼付欄

受領日付印  
22.3.07

取納代行 株式会社ジャックス

ご請求書  
このたびは聖教新聞をご購読いただき誠にありがとうございます。  
お支払いは、この払込取扱票により、記載のお支払期限までにお支払いください。  
お問い合わせは、右の宛名面に記載の「お問い合わせ先 (差出人)」までお願いいたします。

下記の通りご請求申し上げます。

ご購読年月	2022年02月
ご請求金額	¥1,887
お支払期限	2022年03月10日
請求番号	20220247019303780

(ご請求明細) ※は軽減税率対象品目です。

品 目	定 価 (税込)	部 数	金 額 (税込)
公明新聞※	¥1,887	1部	¥1,887
合計金額(税込)			¥1,887
(10%対象)			¥0
(8%対象)			¥1,887

お支払いの際は、右の宛名部分を切り離してお出しください。

全額充当10/10

2月分  
¥1,887

統一様式①

経費区分 事務所費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
4/27	政務事務所家賃費5月分	120,000	全額	120,000
5/27	政務事務所家賃費6月分	120,000	全額	120,000
6/28	政務事務所家賃費7月分	120,000	全額	120,000
7/27	政務事務所家賃費8月分	120,000	全額	120,000
11/29	政務事務所家賃費12月分	120,000	全額	120,000
12/27	政務事務所家賃費1月分	120,000	全額	120,000
1/27	政務事務所家賃費2月分	120,000	全額	120,000
2/28	政務事務所家賃費3月分	120,000	全額	120,000
事務所費 充当合計				960,000

事務所費

№ 002649

領 収 証

令和3年4月27日

新垣 新 様

領収証は複写式になっておりますのでカーボン書きで発行します  
領収証の金額を訂正したものと及び社印受領者印のないものは無効とします

入金額	¥ 1200000	入金内訳	
この内消費税 円を含みます。		現金	
但し マンション管理IF 5月分家賃として (4/27振替)		小切手	
		振込	
		相殺	
		預り金	
		計	

上記の金額正に領収致しました。

不動産ネットワークステーション

有限会社 **アイ・ホウダ**

沖縄県知事【3】第220号

〒901-0305 沖縄県糸満市西崎2丁目15-13

☎:(098)994-5988 FAX

受領者印

全額充当10/10

5月分 ¥120,000-

№ 002645

領 収 証

令和3年5月27日

新垣 新 様

領収証は複写式になっておりますのでカーボン書きで発行します  
領収証の金額を訂正したものと及び社印受領者印のないものは無効とします

入金額	¥ 1200000	入金内訳	
この内消費税 円を含みます。		現金	
但し マンション管理IF 6月分家賃として (5/27振替)		小切手	
		振込	
		相殺	
		預り金	
		計	

上記の金額正に領収致しました。

不動産ネットワークステーション

有限会社 **アイ・ホウダ**

沖縄県知事【3】第220号

〒901-0305 沖縄県糸満市西崎2丁目15-13

☎:(098)994-5988 FAX

受領者印

全額充当10/10

6月分

¥ 120,000-

No 002646

令和3年6月28日

領 収 証

新垣 新 様

領収証は複写式になっておりますのでカーボン書きで発行します  
領収証の金額を訂正したものと及び社印受領者印のないものは無効とします

入金額	¥	1200000	入金内訳
この内消費税 円を含みます。			現金
但しマンション安里1F 7月分家賃として (6/28振替)			小切手
			振込
			相殺
			預り金
			計

上記の金額正に領収致しました。

不動産ネットワークステーション  
有限会社 **ア・エス・エス**  
沖縄県知事【3】第139号  
〒901-0305沖縄県糸満市西原2丁目15-11  
☎:(098)994-5988 FAX:(098)994-5989

受領者印

全額充当10/10 7月分 ¥120000

No 002647

令和3年7月27日

領 収 証

新垣 新 様

領収証は複写式になっておりますのでカーボン書きで発行します  
領収証の金額を訂正したものと及び社印受領者印のないものは無効とします

入金額	¥	1200000	入金内訳
この内消費税 円を含みます。			現金
但しマンション安里1F 8月分家賃として (7/27振替)			小切手
			振込
			相殺
			預り金
			計

上記の金額正に領収致しました。

不動産ネットワークステーション  
有限会社 **ア・エス・エス**  
沖縄県知事【3】第139号  
〒901-0305沖縄県糸満市西原2丁目15-11  
☎:(098)994-5988 FAX:(098)994-5989

受領者印

全額充当10/10 8月分 ¥120,000



事務所費

充当割合：政務活動のみ全額充当

№ 002701

令和3年11月29日

領収証

新垣新様

領収証は複写式になっておりますのでカーボン書きで全額充当10/10  
領収証の金額を訂正したものと及び社印受領者印のないものは無効とします

入金額	¥	120000	入金内訳
この内消費税 円を含みます。			現金
但しマンション安里1F令和3年12月分家賃として (1/27振替)			小切手
			振込
			相殺
			預り金
			計

上記の金額正に領収致しました。

全額充当10/10

12月分 ¥120,000



不動産ネットワークシステム  
 有限会社 **アイ・エス・エス**  
 沖縄県知事【3】第320号  
 〒901-0305沖縄県糸満市西崎2丁目17番3号  
 ☎:(098)994-5988 FAX:(098)994-5989



№ 002714

令和3年12月27日

領収証

新垣新様

領収証は複写式になっておりますのでカーボン書きで発行します  
領収証の金額を訂正したものと及び社印受領者印のないものは無効とします

入金額	¥	120000	入金内訳
この内消費税 円を含みます。			現金
但しマンション安里1F令和4年1月分家賃として (12/27振替)			小切手
			振込
			相殺
			預り金
			計

上記の金額正に領収致しました。

全額充当10/10

1月分 ¥120,000



不動産ネットワークシステム  
 有限会社 **アイ・エス・エス**  
 沖縄県知事【3】第320号  
 〒901-0305沖縄県糸満市西崎2丁目17番3号  
 ☎:(098)994-5988 FAX:(098)994-5989



事務所費

充当割合：政務活動のみ全額充当

領収証は複写式になっておりますのでカーボン書きで発行します  
領収証の金額を訂正したものと及び社印受領者印のないものは無効とします

領 収 証

No 002735

新垣新様

令和4年1月27日

入金額	¥ 1200000	入金内訳	
この内消費税 円を含みます。 但しマンション安里 IF 2月分家賃として (1/27振替)		現金	
		小切手	
		振込	
		相殺	
		預り金	
		計	

上記の金額正に領収致しました。



不動産ネットワークステーション

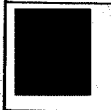
有限会社 アイ・エス・エス

沖縄県知事【3】第370号

〒901-0305 沖縄県糸満市西崎2丁目17番13

☎:(098)994-5988 FAX

受領者印



全額充当10/10

2月分 ¥120,000-

領収証は複写式になっておりますのでカーボン書きで発行します  
領収証の金額を訂正したものと及び社印受領者印のないものは無効とします

領 収 証

No 002752

新垣新様

令和4年2月28日

入金額	¥ 1200000	入金内訳	
この内消費税 円を含みます。 但しマンション安里 IF 3月分家賃として (2/28振替)		現金	
		小切手	
		振込	
		相殺	
		預り金	
		計	

上記の金額正に領収致しました。



不動産ネットワークステーション

有限会社 アイ・エス・エス

沖縄県知事【3】第370号

〒901-0305 沖縄県糸満市西崎2丁目17番13

☎:(098)994-5988 FAX

受領者印



全額充当10/10

3月分 ¥120,000-

# 事務所概要申告票

議員名 新垣 新

## 1. 物件の所在

住所	糸満市西崎3-8マンション安里1階	
電話番号	098-851-8637	

## 2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所
・賃借契約先 [ 有限会社 アイホーム ]
・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄: ) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者
・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

新垣 新



賃借人 氏名



住所



# 事務所費充当状況申告票

議員名 新垣 新

## 1. 事務所の状況

住所	糸満市西崎3-8マンション安里1階
----	-------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



## 2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明：

当核事務所は、政務活動専用としており、全額当割合とする。

(関係経費)

家賃(月額)	120,000 円
その他	仲介手数料 0 円
	0 円

(充当額)

家賃(月額)	120,000 円
その他	0 円
	0 円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員 新垣 新





# 事業用建物 賃貸借契約書

貸主 XXXXXXXXXX 様

借主 新垣 新 様

頭書

(1) 賃貸借の目的物

建物名称	マンション安里	階	1階
所在地	住居表示 神奈川県横浜市西区南青3-8 登記簿 神奈川県横浜市西区南青3-8		
用途	事務所 ■ 店舗 ■ 事務所 ■ 倉庫 ■ □ マンション ロビール □ アパート ■ 店舗(事務所)兼共同住宅		
構造	鉄筋コンクリート造		
床面積	111.49 m <sup>2</sup> (登記簿 111.49 m <sup>2</sup> )		
建築時期	昭和62年11月15日 新築 (大規模修繕を 令和元 年実施) □ 不詳		
附属施設	※令和元年外観防水工事実施		

(2) 事業内容

神奈川県横浜事務所

(3) 契約期間

始期	令和元年 11 月 1 日 から	目的物件の引渡し時期	
終期	令和5 年 10 月 31 日 まで	令和元 年 11 月 1 日	

(4) 賃料等

賃料・共益費(管理費)	内訳等	
賃料	月額 120,000 円 (内消費税等 円)	
共益費(管理費)	月額 - 円 (内消費税等 円)	
賃料・共益費(管理費)の支払期限	□ 当月分を 毎月 27 日までに □ 翌月分を 毎月 27 日までに	
敷金/礼金	ナシ 円	ヶ月相当分 ナシ
仲介手数料(税込)	132,000 円 (税込)	家賃×80% 96,000 円
附属施設使用料	円	
その他	※2年未満解約の場合違約金賃料1か月分(120,000円)発生します。 ■ 税込 □ 口座振替 □ 特約	
賃料等の支払方法	振込先金融機関名 神奈川銀行 預金	
	口座番号	口座名義人 有限会社 アイ・ホーム
	振込手数料負担者	借主 □ 貸主 □ 特約
貸与する建と本数	組番号①	本 組番号②
		本 組番号③

事務所費

(6) 貸主および管理業者

貸主	氏名	住所	電話番号	年齢
管理業者	商号または名称	所在地	電話番号	
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣	第	号	
管理担当者	氏名			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	氏名	住所
--------	----	----

(9) 借主および緊急連絡先

借主氏名	新垣 新	年齢	44 歳
緊急連絡先	氏名	借主との関係	
	住所	電話	
	勤務先	電話	
	携帯		

(7) 更新に関する事項

上記(9)契約期間満了後、本契約が合意更新された場合には、借主は貸主に対し更新料として新賃料の 々月分を支払います

上記(9)契約期間満了後、本契約が合意更新または法定更新された場合といえども更新料は発生しません

事務所費

特約条項 (第24条) 別紙以外に付与する特約条項

1. 入居(引)の権利を認める。取戻金の返還の期日として、取戻金の全額を返還するものとします。
2. 契約期間が5年以上の場合、取戻金は、前条の規定に基づき、取戻金の1/10を前借主が負担し、残りの9/10を後借主が負担することとします。
3. 退去の際、借主は、前条の規定に基づき、取戻金の1/10を前借主が負担し、残りの9/10を後借主が負担することとします。
4. カネを前借主が負担し、取戻金は、前条の規定に基づき、取戻金の1/10を前借主が負担し、残りの9/10を後借主が負担することとします。
5. 本物件は、現状渡しとし、解体費用及び増築費用は、借主が負担するものとします。
6. 本物件は、現状渡しとし、解体費用及び増築費用は、借主が負担するものとします。
7. 借主の支払は、銀行口座振替(毎月27日)のみと原簿が記載されない限りは、借主は、借主の指定口座に返金して頂くものとします。
8. 本物件は共同住宅です。上下階や隣室より、ドアの閉鎖や遮音といった生活者には前記の場合と異なる場合があります。
9. 本物件に設置しているエレベーターは、使用出来ない場合は貸主負担で撤去するものとします。
10. 追加的に借主が修繕した箇所、取壊等は、借主が借主に対して買取請求又は修繕費用請求は出来なものとします。契約締結と同時に貸主 2人に修繕で受け取ります。
11. (契約期間)
  - 契約期間は、令和元年11月1日より令和3年10月31年までの2年間とする。
  - 但し、この期間が経過しても、甲又は乙がいずれからも書面による異議の申し立てがないときは、この契約期間を更に1年延長するものとする。以後同様とする。

下記貸主と借主は、本物件について本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人(記)名押印の上、貸主および借主が各1通を保有する。

2019 年 10 月 31 日

貸主 住所 [ ] 電話番号 [ ]

氏名 [ ] 電話番号 [ ]

住跡 氏名 [ ] 電話番号 [ ]

氏名 [ ] 電話番号 [ ]

連帯保証人 住所 [ ] 電話番号 [ ]

氏名 [ ] 電話番号 [ ]

住跡 氏名 [ ] 電話番号 [ ]

氏名 [ ] 電話番号 [ ]

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

取引態様  媒介・口代理  媒介・口代理

免許証番号 沖繩県和事(3)第 3720 号 免許証番号 [ ]

事務所所在地 沖縄県糸満市西崎2丁目1-1115 [ ]

商号 有限会社 アイ・ホー [ ]

代表者等 若納 弘治 代表者等 [ ]

登録番号 (沖縄) 第 [ ] 号 登録番号 [ ]

宅地建物取引士 [ ] 宅地建物取引士 [ ]

事務所費

# 不動産賃貸契約条項

## 事務所費

### (契約の締結)

第1条 貸主および借主は、願書(1)に記載する賃貸借の目的物(以下「本物件」という。)について、以下の条項により賃貸借契約(以下「本契約」という。)を締結した。

### (契約期間および更新)

第2条 本契約の契約期間は、**2024年10月1日**から**2025年9月30日**までである。更新期間については、本契約の締結時において、以下を以てするものとする。

### (使用目的)

第3条 借主は、本物件を願書(2)の事業内容で使用するものとしなければならない。

### (賃料等)

第4条 借主は、願書(4)に記載に従い、賃料及び管理費、共益費(管理費)および附属施設料等(以下「賃料等」という。)を貸主に支払わなければならない。

2 1ヶ月に満たない期間の賃料等は、その月(本契約の契約期間の始期ないし終期)の属する月の日数に応じて日割計算した額とする。

3 貸主および借主は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料等を改定することができる。

- 一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不当となつた場合
- 二 土地または建物の価格の上昇または低下その他の経済事情の変動により賃料が不当となつた場合

### (敷金または保証金)

第5条 借主は、本契約から生じる一切の債務の担保として、願書(4)に記載する敷金または保証金(以下「敷金等」という。)を本契約締結と同時に貸主に預け入れるものとする。

2 借主は、本物件を明け渡すまでの間、敷金等をもって賃料等と相抵をすることができない。

3 借主は、敷金等の返還請求権を第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはならない。

4 借主は、賃料が滞り続けられ敷金等が不足することになつた場合、不足分を速やかに補てんしなければならぬ。

5 貸主は、本物件の明証があつたときは、遅滞なく、敷金等を無利息にて借主に返還しなければならない。ただし、願書(4)記載の取引き・保証金償却規定の定めがある場合には、これを除外した後の金額を返還するものとする。また、本契約に基づく借主の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金等から差し引くことができる。この場合には、貸主は、敷金等から差し引く債権の額の内訳を借主に明示しなければならない。

### (反社会的勢力の排除)

第6条 貸主および借主は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を締約する。

- 一 自ら、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ないしはこれら者の支配下にある者ではないこと
- 二 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと

## 事務所費

三 反社会的勢力ないしはこれら者の支配下にある者に自己の名称を利用させ、この要約を締結すること

四 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと  
ア 相手方に対する脅迫的な脅威または暴力を用いる行為  
イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為  
(禁止または制限される行為)

第7条 借主は、本物件を願書(2)に記載の事業内容以外に目的に使用してはならない。

2 借主は、貸主の本書面上による承諾を得ることなく、本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡し、または転貸(同居、共同使用、その他これに準ずる一切の行為を含む)してはならない。

3 借主は、本物件の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはならない。  
一 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること  
二 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、または威嚇を示すことにより、付近の住民または通行人に不安を覚えさせること  
三 本物件に反社会的勢力ないしはこれら者の支配下にある者を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること

四 本物件を、業として危険物の販売等の用に供すること  
五 本物件を、物販貯蔵の用に供すること

4 借主は、貸主の本書面上による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造もしくは接合等または本物件の敷地内において工作物の取置を行ってはならない。

5 借主は、本物件において危険な行為・騒音・悪臭の発生その他近隣の迷惑および共同生活を乱す行為、衛生上有害となる行為ならびに本物件に損害を及ぼす行為等をしてはならない。

(内部造作および既設の新設等)  
第8条 借主が次の行為を行う場合には、あらかじめ貸主の承諾を得ることを必要とし、その費用は借主の負担とする。

- 一 本物件内の造作・改造・閉鎖・閉止切り・器具等の新設または撤去等をするとき
- 二 照明灯の増設・移転・遮断の引き込み・床・給排水・ガスおよび電気等の設備の新設・増設・移転・変更等をするとき
- 三 金庫その他貴重物を投入し入れるとき
- 四 看板および広告設備を設置するとき

(規約の遵守等)  
第9条 借主は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 借主は、管理規約・使用規則等を遵守するとともに、貸主が本物件管理上必要な事項を借主に通知した場合、その事項を遵守しなければならない。

(通知義務)  
第10条 借主は、次の各号のいずれかに該当する場合には、貸主または貸主指定の管理人にすみやかに通知しなければならない。

- 一 借主の氏名・跡継ぎの遺言等に変更がある場合
- 二 近隣隣人の住所・氏名・電話番号等に変更がある場合
- 三 借主が本物件を長期閉鎖にする場合の行先・期間・緊急連絡先等
- 四 本物件に変更が生じた場合は貸主の負担において修繕を要する箇所が生じた場合

## 事務所費

借 賃 所 費

4 貸主は、直ちに本物件を明け渡さなければならない。  
 2 前項の場合に、借主は、本物件内に取付・施設した造作・間仕切り・器具等および附随物を借主の費用で撤去し、本物件を原状に回復して貸主に明け渡さなければならない。  
 3 前項の規定にかかわらず、借主が任意に原状回復をしない場合には、貸主は、借主の費用負担のもとに原状回復をすることができる。この場合に、貸主は、原状回復費用の内訳を借主に明示するものとする。

4 借主は、本物件の明渡しに際しては、残存物をすべて処理し、公共料金等の精算を併せて貸主と、同等の貸与されたものを返還するものとする。また、本物件の明渡し時において借主が本物件内に残置した物品については、借主はその所有権を放棄することとし、貸主はその物品を任意処分することができる。

5 借主が貸主の承諾を得て遺作または設置した物品について、貸主はその費用を償還・買取する義務を負わない。

(立入り等)  
 第16条 貸主または貸主指定の管理人は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ借主の承諾を得て、本物件内に立ち入り点検し、必要な措置を講ずることができる。

2 前項の規定にかかわらず、貸主または貸主指定の管理人は、緊急に立入る必要がある場合には、あらかじめ借主の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。ただし、貸主は、借主の不在時に立ち入ったときは、立ち入り後すみやかにその旨を借主に通知しなければならない。

(解除通知等の送付先)  
 第18条 貸主または借主が相手方に対し、本契約解除通知等をなすに当たり、本契約書記載の住所あるいは変更届出のあった住所に宛てて通知書等を発送した場合に、相手方の受領拒絶あるいは所在不明等に到達しなかった場合でも、通常その通知が到達すべき時にその意思表示は相手方に到達したものとす。

(解除後の本物件内の借主所有動産の処分等)  
 第17条 本契約が解除されたにもかかわらず、借主が所在不明のため借主自身か本物件を明け渡すことができない場合には、借主の承諾を要することなく、借主は、借主が本物件内の動産を借主の承諾を要することなく、その場合借主は何らの責を負わない。なお、本契約書記載の住所あるいは変更届出のあった住所、借主の住民票記載の住所、借主の住所のいずれの住所に宛てて通知書等を送付しても、借主から何らの回答のない場合には、所在不明とみなす。

2 前項の場合において、貸主が借主に対し前項の処分を催告したにもかかわらず、借主がその処分を怠った場合、貸主は、借主が所在不明の場合には、貸主は自ら借主の承諾を要することなく、貸主が判断して本物件内の動産を借主の承諾を要するものとし、その場合借主は何らの責を負わない。

(明渡し・原状回復義務)  
 第14条 借主は、借主が本物件の全部または一部が天災、地震、火災その他の貸主、借主双方の責に属さない事由により、ないし都市計画事業等による取壊または使用制限によりその目的を達することができなくなった場合には当然に終了する。

借 賃 所 費

五 借主が法人の場合、記載事項に変更があった場合

(契約の解除)

第11条 貸主は、借主において次のいずれかの事由が生じた場合は、相当の期間を定めて当該義務の履行等を催告した上で、その期間内に当該義務が履行されないうちは、本契約を解除することができる。

- 一 第3条第1項に規定する賃料等の支払義務を怠ったとき
- 二 第7条第3項に規定する行為(同条第2項に規定する行為および第9項に規定する義務のうち、第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号の各号に掲げるものを除く。)を行なったとき
- 三 本物件を貸主との承諾なくして1ヶ月以上使用しないとき
- 四 借主が本物件に入居の申込をする際の内容について虚偽の申告をしたと認められる場合
- 五 警察の介入を生じさせる行為があった場合(借主またはその使用人等における自らの行為によるものを除く)

六 その他本契約またはこれに付随して締結した契約の条項のいずれかに違反したとき

2 借主が次の条項のいずれかに該当する場合は、貸主は前項の催告を要せず、同時に本契約を解除することができる。なお、この場合借主は本契約の解除による損害の賠償を請求することはできない。

- 一 解雇・減額・民事再生・会社更生等を自ら申し立て、ないしは申し立てられたとき
- 二 銀行の取引停止、または差押・仮差押・仮処分・強制執行等を受けたとき
- 三 主務官庁から営業許可の取消または停止の処分を受けたとき
- 四 借主が第7条第2項に規定する義務に反した場合、および第9項に規定する義務のうち第一号、第二号、第三号、第五号、第六号、第七号の各号に掲げる行為を行った場合
- 五 借主またはその使用人等において、自らの行為により警察の介入を生じさせる行為があった場合

3 貸主または借主の一方について、第8条各号の条項に反する事実が判明した場合には本契約締結後に第8条各号の条項に反する事由が生じた場合、その相手方は、何らの催告も要せずし、本契約を直ちに解除することができる。なお、この場合契約を解除された場合は、本契約の解除による損害の賠償を請求することはできない。

(中途解約)

第12条 借主は、貸主に対して少なくとも3ヶ月前に解約の申し入れを行うことにより、本契約を解約することができる。

2 前項の規定にかかわらず、借主は、解約申入れの日から3ヶ月分(ただし、解約日までの期間が3ヶ月に満たない場合は、その不足日数分の賃料等を貸主に支払うことにより、同時に本契約を解約)することができる。

3 第1項および第2項による解約の申し入れは書面によるものとする。

(賃貸借期間満前解約)

第13条 借主が、本契約締結後、賃貸借期間開始前に本契約を解約する場合は、貸主に対し書面による解約の申し入れを要するものとし、この場合、借主は、賃料の3ヶ月分(ただし、借主に支払われるものとする)を支払うものとする。

2 貸主は、借主より預託を受けた敷金等を任意に前項の金員に充当できるものとする。

(明渡し・原状回復義務)

第14条 借主は、明渡しを前に貸主または貸主指定の管理人あてに通知し、立会日を協定した上で、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。ただし、第11条の規定に基づき本契約による終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。



事務所費

- (損害賠償)
  - 第19条 借主が資料等の支払いを遅滞したときは、これに対する年14.6%の割合に損害金を支払わなければならない。
  - 2 借主は、本人・使用人もしくはその防衛者等の故意または過失により、本物件ないしはその取壊等に損害を与えたときは、直ちにその損害を貸主に賠償するとともに、近隣その他第三者に損害を与えたときは、自らの責任と負担においてその一切を賠償しなければならない。
- (立退料等の請求禁止)
  - 第20条 本契約が終了した場合、借主は、貸主に対して立退料・移転料・損害賠償その他名目のいかなる間わず一切の請求をしないものとする。ただし、本契約が貸主との都合により合意解除された場合には、貸主、借主協議の上、貸主は借主に対し相当の金員を支払う。
- (契約期間中の修繕)
  - 第21条 貸主は、借主が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、借主の故意または過失により必要となった修繕に要する費用は、借主が負担しなければならない。
  - 2 前項の規定にもつぎ貸主が修繕を行う場合は、貸主は、あらかじめ、その旨を借主に通知しなければならぬ。この場合において、借主は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
  - 3 本物件内の床・壁・天井(塗装・壁紙の張り替えを含む)の修繕等小規模な修繕に関する費用は、原則として借主の負担とする。
  - 4 要修繕箇所を発見した時は、借主は、すみやかに貸主に通知しなければならない。借主負担の修繕といえども必ず貸主と協議の上実施するものとする。
- (連帯保証人)
  - 第22条 連帯保証人は、借主と連帯して、本契約から生じる借主の一切の債務を負担するものとする。本契約が、合意更新ないし法定更新された場合も同様とする。
  - 2 借主は、連帯保証人が欠けたとき、または、連帯保証人が適当でないと貸主が認めるときは、貸主の請求に従い、直ちに貸主が承諾する者に連帯保証人を変更しなければならない。
- (協議)
  - 第23条 貸主および借主は、本契約書に定めがない事項および本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。
- (管轄裁判所)
  - 第24条 本契約に関する訴訟の管轄裁判所は、本物件所在地の管轄裁判所とする。
- (特約条項)
  - 第25条 第24条までの規定以外に、本契約の特約については、別に明記(9ページ)するとおりとする。

以上

# 経費区分別支出一覧表

経費区分                      事務費

日付	使 途 内 容	支 出 額	充 当 割 合	充 当 額
6/23	NHK放送料4月分/5月分	2,250	全額	2,250
9/14	NHK放送料6月分/7月分	2,250	全額	2,250
1/5	NHK放送料12月分/1月分	2,250	全額	2,250
3/2	NHK放送料2月分/3月分	2,250	全額	2,250
事務費 充当合計				9,000

事務費

放送受信料 払込受領証 (金融機関・コンビニ用)	
お客様氏名 新垣 新 様	
お客様番号	
金額	2250 円
お支払期間	令和 3年 6月 ~ 令和 3年 7月
受取人	本証は放送受信料の領収証にかわるもので すから、大切に保管してください。 日本放送協会
お問い合わせ先・電話番号	NHK ふれあいセンター 0570-077-077
領収日附印 (金融機関・CVS印紙貼付欄)	07181 21.9.14 西箱沖水前 ファミリーマート
金融機関・CVS一お客様	

全額充当10/10  
6月分  
7月分 ¥2250-

ゆうちょ銀行または郵便局でのお支払いの場合は、左側の枚だけをお出しください。

放送受信料 払込受領証 (金融機関・コンビニ用)	
お客様氏名 新垣 新 様	
お客様番号	
金額	2250 円
お支払期間	令和 3年 4月 ~ 令和 3年 5月
受取人	本証は放送受信料の領収証にかわるもの ですから、大切に保管してください。 日本放送協会
お問い合わせ先・電話番号	NHK ふれあいセンター 0570-077-077
領収日附印 (金融機関・CVS印紙貼付欄)	21.6.23 西箱沖水前 ファミリーマート 484200
金融機関・CVS一お客様	

全額充当10/10  
4月分  
5月分 ¥2250-

ゆうちょ銀行または郵便局でのお支払いの場合は、左側の枚だけをお出しください。

事務費

充当割合：政務活動 のみ全額充当

放送受信料 払込受領証 (金融機関・コンビニ用)	
お客様氏名	新垣 新 様
お客様番号	
金額	2250 円
お支払期間	令和 3年 12月 ~ 令和 4年 1月
受取人	本証は放送受信料の領収証にかわるもので すから、大切に保管してください。 日本放送協会
お問い合わせ先・電話番号	NNK ふれあいセンター 0570-077-077
領収日附印 (金融機関・CVS収入印紙貼付欄)	22.1.05

金融機関・CVS→お客様

放送受信料 払込受領証 (金融機関・コンビニ用)	
お客様氏名	新垣 新 様
お客様番号	
金額	2250 円
お支払期間	令和 4年 2月 ~ 令和 4年 3月
受取人	本証は放送受信料の領収証にかわるもの ですから、大切に保管してください。 日本放送協会
お問い合わせ先・電話番号	NNK ふれあいセンター 0570-077-077
領収日附印 (金融機関・CVS収入印紙貼付欄)	72138 22.3.02

金融機関・CVS→お客様

全額充当10/10

13. 2月  
14. 3月  
¥2,250

全額充当10/10

13. 12月分  
2  
14. 1月分  
¥2,250

## 経費区分別支出一覧表

経費区分      人件費

日付	使 途 内 容	支 出 額	充 当 割 合	充 当 額
毎月払	雇用職員人件費(82,000)4月分	82,000	全額	82,000
毎月払	雇用職員人件費(82,000)5月分	82,000	全額	82,000
毎月払	雇用職員人件費(82,000)6月分	82,000	全額	82,000
毎月払	雇用職員人件費(82,000)7月分	82,000	全額	82,000
毎月払	雇用職員人件費(82,000)8月分	82,000	全額	82,000
毎月払	雇用職員人件費(82,000)9月分	82,000	全額	82,000
6/30	労働保険料(4月分~R4/3月分)	11,827	その他	8,137
毎月払	雇用職員人件費(82,000)10月分	82,000	全額	82,000
毎月払	雇用職員人件費(82,000)11月分	82,000	全額	82,000
毎月払	雇用職員人件費(82,000)12月分	82,000	全額	82,000
毎月払	雇用職員人件費(82,000)1月分	82,000	全額	82,000
毎月払	雇用職員人件費(82,000)2月分	82,000	全額	82,000
人件費 充当合計		/	/	910,137

### 雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名  
住所



(令和 3 年度)

単位:円

月 日	支給額	社会保険料控除額	雇用保険	支払額	受領印	備考
5月6日	82,000	0	246	81,754		4月分
6月7日	82,000	0	246	81,754		5月分
7月5日	82,000	0	246	81,754		6月分
8月5日	82,000	0	246	81,754		7月分
9月6日	82,000	0	246	81,754		8月分
10月5日	82,000	0	246	81,754		9月分
11月5日	82,000	0	246	81,754		10月分
12月6日	82,000	0	246	81,754		11月分
1月5日	82,000	0	246	81,754		12月分
2月8日	82,000	0	246	81,754		1月分
3月7日	82,000	0	246	81,754		2月分
合計	902,000		2,706	899,294		

充当割合:政務活動, 以外が含まれるので案分

人件費

納付書・領収証書

労働保険

国庫金

※取振庁名

沖縄労働局

※取振庁番号

00075679

※取振種別

労働保険  
特別会計

0847

厚生労働省  
所

6118

※令和

03

年度

労働 保険 番号	都道府県	所	管轄	基幹番号	枝番号	※CD	※証券受領
47101037087-000						9	全部一部

翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

※会計年度(元号:令和は9)

9-03

※課税年度(元号:令和は9)

9-03

納付の目的

1. 令和  3 年度  1 期 (公算又は1期)

2. 令和  2 年度 確定

※取振区分 62

※課税区分

※内国証券受領

(住所) 〒901-0306 糸満市  
西崎  
3-8  
マンション 安里 1階  
(氏名) 新垣アラタ事務所  
新垣 新

08-ED05071 AA1A47R008918#  
47101037087-000 0008918

労働 保険料	11,808	1	1/12	=	10,824
一般 拠出金	2,706				8,118
納付額 (合計額)	11,808	1	1/12	=	10,824
あて先 〒900-0006 那覇市 おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎3階 E	上記の合計額を預取しました。				
沖縄労働局	領収日付等				
	出納済				
	3. 6. 30				
	琉球銀行 西崎支店 2				
	(納付者渡し)				

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

労働保険料  $11,808 \times 1 \frac{1}{12} = 10,824$   
 $10,824 - 2,706 = 8,118$

個人負担 2,706

事業所負担 8,118

$8,118 + 19(\text{一般拠出}) = \underline{8,137}$

下記のとおり申告します。

事業主控

08 E 0008918 08-E005071 AA1A47R-008918#

種別 修正項目番号 入力勘定コード

各種区分 管轄 保険関係 業種 産業分類

あて先 〒 900-0006 那覇市 おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎3階

沖縄労働局 yto0wcqm 労働保険特別会計歳入徴収官殿

労働保険番号 都道府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号

②増加年月日(元号:令和は9) ③事業廃止等年月日(元号:令和は9) ④常時使用労働者数 ⑤雇用保険被保険者数

確定保険料算定内訳 算定期間 令和2年4月1日 から 令和3年3月31日 まで

概算増加概算保険料算定内訳 算定期間 令和3年4月1日 から 令和4年3月31日 まで

⑬事業主の郵便番号(変更のある場合記入) ⑭事業主の電話番号(変更のある場合記入) ⑰延納の申請 納付回数

⑱申告済概算保険料額 11,808 ⑲申告済概算保険料額

⑳差引額 ㉑増加概算保険料額 ㉒法人番号

㉓定期別納付額 ㉔事業又は作業の種類 政務事務所 その他各種事業

㉕加入している労働保険 (イ)労働保険 (ロ)雇用保険

㉖事業 (イ)所在地 那覇市西崎3-8 ㉗(ロ)名称 新垣アヲ事務所 ㉘氏名 新垣 新



47-1-01 037087-000 E

縦書きの折り曲げは必要ありません

石綿による健康被害の救済に関する法律第25条第1項に基づき、労働保険適用業者から徴収する一般拠出金



# 令和 3 年度 雇用職員申告票

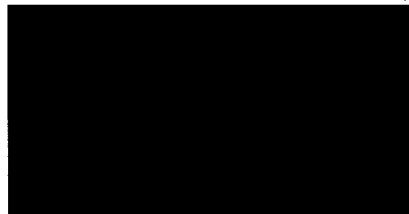
議員名 新垣 新

被雇用職員名	[Redacted]		
議員との関係	<input type="checkbox"/> 議員の親族(続柄: )	<input checked="" type="checkbox"/> 議員の親族外	
議員との生計	<input type="checkbox"/> 議員と生計同一	<input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別	

令和3年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名

住所



雇用者 沖縄県議会議員

新垣 新



勤務の実態を証する提出書類

出勤簿  タイムカード  その他: 広報紙配付実績一覧表

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

# 勤務実態申告票

【議員名 新垣 新 】

職務内容

区分	職務内容	業務割合(%)	
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 時報収集（新聞・雑誌・書籍・資料等）</li> <li>・ 現地調査に係る補助随行（写真撮影、メモ作成）</li> <li>・ 訪問先との連絡先・調整</li> </ul>	15%
	研修に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修会・会議の準備・運営（プログラム作成、施設、講師との連絡・調整等）</li> </ul>	15%
	広聴広報に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報誌の記事作成、印刷業者との調整等</li> <li>・ ホームページの管理・広報誌の配布</li> </ul>	10%
	要請陳情等に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要請陳情先の期間との連絡・調整</li> <li>・ 住民相談、意見交換の対応</li> <li>・ 要請文、陳情文作成等</li> </ul>	25%
	会議に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種会議</li> <li>・ 住民相談会の準備・調整（資料作成、開催周知、連絡・調整等）</li> <li>・ 企業団体との意見交換の準備</li> <li>・ 運営等</li> </ul>	10%
	資料作成に係るもの	打合せ資料の作成	10%
	事務所での庶務に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 備品、消耗品等の管理</li> <li>・ 電話</li> <li>・ 来賓対応、議員への連絡調整</li> <li>・ 政務活動費の管理、収支報告の作成等</li> </ul>	15%
小計		100%	
政務活動以外の活動に係る職務			

令和3年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者

新垣 新



被雇用者





## 雇 用 契 約 書

氏 名 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span>	生年月日 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span>
住 所 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span>	電話番号 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span>

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	令和 3 年 4 月 1 日 ~ 令和 4 年 3 月 31 日
主な就業場所	糸満市西崎 3-8 マンション安里 1 階 新垣 新 事務所
主な職務内容	政務活動に係る事務補助及び関係書類作成
就業時間	午前 10 時～午後 4 時 (休憩時間 12 時～13 時)
休 日	土・日・祝祭日 有給休暇制度あり (16 日)
給与 (賃金)	月給 82,000 円 (時給 円)
給与支払日	毎月月末〆切 翌月 5 日支払
支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接払い <input type="checkbox"/> 口座振替
備 考	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。

令和 3 年 4 月 1 日  
 雇用者 氏名 新垣 新   
 被雇用者 氏名                      





















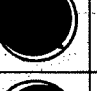






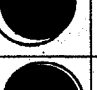


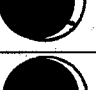



















※当該様式に記載されている事項が定められている場合は、任意様式でも可とする。

令和3年/2021年

6 月				5 月				4 月				No.
	17		1		17		1		17		1	新 垣 新
	18		2		18		2		18		2	
	19		3		19		3		19		3	
	20		4		20		4		20		4	
	21		5		21		5		21		5	
	22		6		22		6		22		6	
	23		7		23		7		23		7	
	24		8		24		8		24		8	
	25		9		25		9		25		9	
	26		10		26		10		26		10	
	27		11		27		11		27		11	
	28		12		28		12		28		12	氏 名  
	29		13		29		13		29		13	
	30		14		30		14		30		14	
	31		15		31		15		31		15	
			16				16				16	
出勤	15	日		出勤	12	日		出勤	13	日		
欠勤		日		欠勤		日		欠勤		日		
早退		日		早退		日		早退		日		
遅刻		日		遅刻		日		遅刻		日		

令和3年

2021年

摘要	9月			8月			7月					
新 垣 新		17 日	1 日		17 日	1 日		17 日		1 日		
		18 日		2 日		18 日		2 日		18 日		2 日
		19 日		3 日		19 日		3 日		19 日		3 日
		20 日		4 日		20 日		4 日		20 日		4 日
		21 日		5 日		21 日		5 日		21 日		5 日
		22 日		6 日		22 日		6 日		22 日		6 日
		23 日		7 日		23 日		7 日		23 日		7 日
		24 日		8 日		24 日		8 日		24 日		8 日
		25 日		9 日		25 日		9 日		25 日		9 日
		26 日		10 日		26 日		10 日		26 日		10 日
		27 日		11 日		27 日		11 日		27 日		11 日
		28 日		12 日		28 日		12 日		28 日		12 日
		29 日		13 日		29 日		13 日		29 日		13 日
		30 日		14 日		30 日		14 日		30 日		14 日
		31 日		15 日		31 日		15 日		31 日		15 日
				16 日				16 日				16 日
	出勤	16	日	出勤	18	日	出勤	16	日			
	欠勤		日	欠勤		日	欠勤		日			
	早退		日	早退		日	早退		日			
	遅刻		日	遅刻		日	遅刻		日			

令和3 / 2021年

12 月				11 月				10 月				No.
	17		1		17		1		17		1	新 垣  新
	18		2		18		2		18		2	
	19		3		19		3		19		3	
	20		4		20		4		20		4	
	21		5		21		5		21		5	
	22		6		22		6		22		6	
	23		7		23		7		23		7	
	24		8		24		8		24		8	
	25		9		25		9		25		9	
	26		10		26		10		26		10	
	27		11		27		11		27		11	
	28		12		28		12		28		12	
	29		13		29		13		29		13	
	30		14		30		14		30		14	
	31		15		31		15		31		15	
			16				16				16	
出勤 16 日				出勤 17 日				出勤 17 日				氏 名  
欠勤 日				欠勤 日				欠勤 日				
早退 日				早退 日				早退 日				
遅刻 日				遅刻 日				遅刻 日				

令和4. / 2022年

摘要	月			2月			1月				
	日	日	日	日	日	日	日	日	日		
新垣新	17日		1日		17日		1日		17日	1日	
	18日		2日		18日		2日		18日	2日	
	19日		3日		19日		3日		19日	3日	
	20日		4日		20日		4日		20日		
	21日		5日		21日		5日		21日		
	22日		6日		22日		6日		22日	6日	
	23日		7日		23日		7日		23日		
	24日		8日		24日		8日		24日	8日	
	25日		9日		25日		9日		25日	9日	
	26日		10日		26日		10日		26日	10日	
	27日		11日		27日		11日		27日		
	28日		12日		28日		12日		28日	12日	
	29日		13日		29日		13日		29日		
	30日		14日		30日		14日		30日		
	31日		15日		31日		15日		31日	15日	
			16日				16日			16日	
出勤			日	出勤			15日	出勤			15日
欠勤			日	欠勤			日	欠勤			日
早退			日	早退			日	早退			日
遅刻			日	遅刻			日	遅刻			日